

新型コロナウイルス関連情報（３月１１日現在）

１ 喫連邦保健省によれば、１１日（木）１５時現在、新たにオーストリア国内で２，８０２名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び２２名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は４８３，０６３名（内死亡数：８，７９８名、治癒数：４５０，８６２名）となります。

国内発生状況

（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：９７，９４６名（＋５８７）
- ・オーバーエスタライヒ州：９０，１３４名（＋４２７）
- ・ニーダーエスタライヒ州：７８，７７１名（＋６２６）
- ・シュタイアーマルク州：５９，２０２名（＋３２８）
- ・チロル州：４８，９７４名（＋１７８）
- ・ザルツブルク州：４０，００９名（＋２９７）
- ・ケルンテン州：３０，９４３名（＋１８８）
- ・フォアアールベルク州：２３，５８６名（＋３６）
- ・ブルゲンラント州：１３，４９８名（＋１３５）

（州：死亡数（前日比）、治癒数）

- ・ウィーン市（州）：１，７４９名（＋８）、９０，７３５名
- ・オーバーエスタライヒ州：１，５３６名（＋５）、８５，３１５名
- ・ニーダーエスタライヒ州：１，４０６名（＋５）、７２，２６９名
- ・シュタイアーマルク州：１，７８７名（＋２）、５４，０６２名
- ・チロル州：５８５名（＋０）、４７，３９６名
- ・ザルツブルク州：５０５名（＋０）、３６，６３５名
- ・ケルンテン州：７０７名（＋２）、２８，５８２名
- ・フォアアールベルク州：２７８名（＋０）、２３，５７９名
- ・ブルゲンラント州：２４５名（＋０）、１２，２８９名

２ ３月１９日以降、日本への全ての入国者は、現地出国前７２時間以内に実施した新型コロナウイルス検査の陰性証明書の取得が必要不可欠になります。検査証明書がない場合は航空機への搭乗も拒否されることになるため、ご注意ください。また、日本政府が指定する検査証明書のフォーマットが改定され、認められる検査方法の選択肢が増えました。

検査証明書フォーマットは以下厚生労働省HPからダウンロード可能

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○AGES Dashboard（各行政区毎の過去7日間の感染状況等）（独語・英語）

<https://covid19-dashboard.ages.at/>

○4色信号機システム特設サイト（独語）

<https://corona-ampel.gv.at/>

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月～金，9:00～17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番０１）５３１９２０

Fax：（市外局番０１）５３２０５９０

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html